平成26年10月6日

計画策定専門 調査会開催 (計10回)

内閣総理大臣より、男女共同参画会議に対し「男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な 考え方」について諮問※

※男女共同参画社会 基本法22条第2号

平成27年7月28日

「第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての 基本的な考え方」(素案)策定

- 公聴会(全国6カ所)・パブリックコメント
- 計画策定専門調査会開催(計2回)

男女共同参画会議おいて「基本的な考え方」答申決定 平成27年12月1日

第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方

第1部 基本的な方針

あらゆる分野における女性の活躍。 Ι

П 安全・安心な暮らしの実現

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

IV 推進体制の整備・強化 **(5)** 科学技術・学術における男女 共同参画の推進

6) 生涯を通じた女性の健康支援

(10)教育・メディア等を通じた意

識改革、理解の促進

目指すべき社会

第2部

政策

編

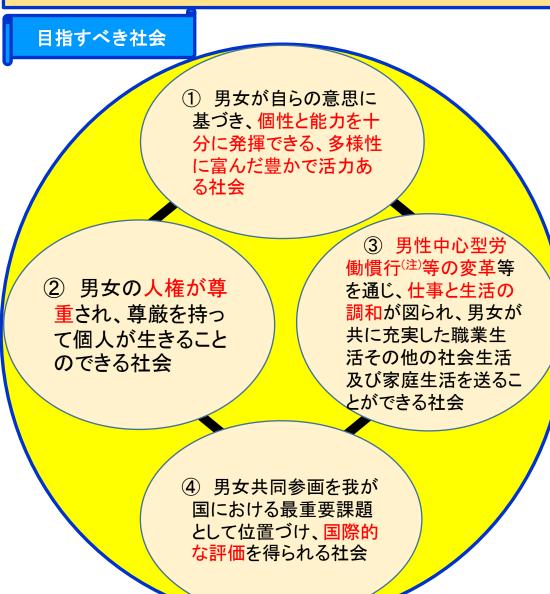
- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ (1)豊かで活力ある社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 (2)
- 男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が (3) 共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得 **(4**) られる社会



平成27年12月25日 第4次男女共同参画基本計画 閣議決定

第4次男女共同参画基本計画(概要)①

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え 方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。



4次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行(注)等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、 女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アク ションの実行等による女性採用・登用の推進、加え て将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くす るための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、 女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開される ための地域における推進体制の強化
- (注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が 当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

第4次男女共同参画基本計画(概要)②

政策領域目標一覧

※ 政策領域目標とは、計画の効果的な推進、実効性あるフォローアップを行う観点から、重点的に監視・評価すべき 目標として設定したもの

I あらゆる分野における女性の活躍(第1~5分野)

1 めらゆる万野における女性の心臓(第十~5万野)				
項目		現 状	成果目標(期限)	
国家公 務員の 女性登	本省課室長相当職に 占める女性の割合	3.5% (平成27年7月)	7% (平成32年度末)	
用	係長相当職(本省)に 占める女性の割合	22.2% (平成27年7月)	30% (平成32年度末)	
地方公 務員の 女性登 用	都道府県(市町村)の 本庁課長相当職に占 める女性の割合	8.5%(14.5%) (平成27年)	15%(20%) (平成32年度末)	
	都道府県(市町村)の 本庁係長相当職に占 める女性の割合	20.5%(31.6%) (平成27年)	30%(35%) (平成32年度末)	
民間企 業の女 性登用	課長相当職に占める 女性の割合	9.2% (平成26年)	15% (平成32年)	
	係長相当職に占める 女性の割合	16.2% (平成26年)	25% (平成32年)	
		70.8% (平成26年)	77% (平成32年)	
週労働時間60時間以上の雇 用者の割合		男性:12.9% 女性: 2.8% (平成26年)	5.0% (平成32年)	
男性の	国家公務員	3.1% (平成26年度)	13% (平成32年)	
育児休 業取得 率	地方公務員	1.5% (平成25年度)	13% (平成32年)	
	民間企業	2.3% (平成26年度)	13% (平成32年)	

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現(第6~8分野)

項 目	現 状	成果目標(期限)
健康寿命(男女別)	男性:71.19歳 女性:74.21歳 (平成25年)	健康寿命を1歳以上延伸 男性:70.42歳→71.42歳 女性:73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ 支援センター設置数	25か所 (平成27年11月)	各都道府県に 最低1か所 (平成32年)
ハローワークによるひとり親 家庭の親の正社員就職者数	38,774件 (平成26年度)	前年度以上 (毎年度)

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(第9~12分野)

項 目	現 状	成果目標(期限)
「男女共同参画社会」という用 語の周知度	男性:66.3% 女性:61.3% (平成24年)	男女とも100% (平成32年)
待機児童数	23,167人 (平成27年4月)	解消をめざす (平成29年度末)
大学学部段階修了者の男女 割合	男性:54.9% 女性:45.1% (平成25年)	男女の修了者割合 の差を5ポイント縮め る(平成32年)
都道府県防災会議の委員に 占める女性の割合	13.2% (平成27年)	30% (平成32年)
亚 华华什么 南州 347		

Ⅳ 推進体制の整備・強化

項 目	現 状	成果目標(期限)
男女共同参画計画の策定率	市区:97.0%	市区:100%
(市町村)	町村:52.6%	町村:70%

(平成27年)

(平成32年)

第4次男女共同参画基本計画(概要)③

	政策領域 I あらゆる分野における女性の活躍	① 男性中心型労働慣行等の変革 と女性の活躍	・ 働き方等の改革(長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備) ・ 男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正 ・ 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)
		② 政策・方針決定過程への女性 の参画拡大	・「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進 ・ 政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大 ・ 各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大
		③ 雇用等における男女共同参画 の推進と仕事と生活の調和	・ M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現・ 均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正・ 非正規の処遇改善、再就職・起業支援等
第 2 邹		④ 地域・農山漁村、環境分野に おける男女共同参画の推進	・ 地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備・ 農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備
施策		⑤ 科学技術・学術における男女 共同参画の推進	女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成
の 基 本	政策領域 II 安全・安心 な暮らしの 実現	⑥ 生涯を通じた女性の健康支援	生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援医療分野における女性の参画拡大
的 方 司		⑦ 女性に対するあらゆる暴力の 根絶	予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策
と 具 体		⑧ 貧困、高齢、障害等により困難 を抱えた女性等が安心して暮ら せる環境の整備	・ 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立) ・ 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
的 な R	政策領域Ⅲ 男女共同参 画社会の実 現に向けた 基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った 各種制度等の整備	働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討育児・介護の支援基盤の整備
又 組		⑩ 教育・メディア等を通じた意識 改革、理解の促進	・ 国民的広がりを持った広報・啓発の展開・ 男女共同参画等の教育・学習の充実等
		① 男女共同参画の視点に立った 防災・復興体制の確立	防災施策への男女共同参画の視点の導入東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入国際的な防災協力
		⑩ 男女共同参画に関する国際的 な協調及び貢献	・ 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応・ 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	IV推進体制 の整備・強化	・ 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等) ・ 地方公共団体や民間団体等における取組の強化	

文部科学省関連主要事項

科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ●女性の採用・登用の促進、女性人材の育成
- •女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備
- •女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

生涯を诵じた女性の健康支援

- 医療分野における女性の参画拡大
- •スポーツ分野における男女共同参画の推進

教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ●学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策 (例)

科学技術イノベーションを担う女性の活躍促進

- ▶ 研究環境のダイバーシティ実現に関する優れた取組を実施する大学等への支援
- ▶ 女子中高生の理系分野への興味関心を高め、適切な進路選択を可能にするための取組の支援
- ▶ 優れた研究者が出産・育児による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰することを支援

学校における男女共同参画に関する教育

▶ 児童生徒の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等において、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導

「男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業」の実施

- ▶ 高等学校等において活用できる男女共同参画の視点からのキャリア教育ブックレットの作成・普及
- ▶ 大学生向けのワークショップの実施、普及に向けた実施の手引書の作成
- ▶ 社会参画につながる女性の学びの促進のための有識者会議の設置・調査研究の実施

女性アスリートの育成・支援プロジェクト

▶ 女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技種目における強化プログラム、女性特有の課題やライフイベントに対応した医・科学サポート、女性エリートコーチの育成を実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図る